

# 兵庫県公報

平成20年10月31日 金曜日 第 2027 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	1
争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	2
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
土地改良区清算人の退任の届出（同）	3
造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部改正（林務課）	3
特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
重点的撤去区域の指定（河川整備課）	7
同上（同）	7
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
同上（同）	13
同上（同）	19
同上（同）	25
港湾法に基づき放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	25
土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	25
同上（同）	25
公 告	
入札公告（県立大学）	26
教育委員会規則	
兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則	28
正 誤	
平成20年7月29日付け兵庫県公報第2000号中	28
平成20年10月7日付け兵庫県公報第2020号中	28

## 公布された法令のあらまし

●兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の事務が新たに設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

兵庫県告示第1078号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項  
組合の地区  
京都府の次の地区を追加する。  
亀岡市
- 2 認可年月日

平成20年10月17日

## 兵庫県告示第1079号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成20年10月14日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2番2号新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長長谷川せい子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現と生活改善につながる一時金の支給、職能給等あらゆる査定反対、増員の実施に関する要求ほか

## 2 日時

平成20年11月12日午前0時から事件解決に至るまで

## 3 場所

尚生会湊川病院	神戸市兵庫区湊川町3-13-20
同 アネックス病院	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1しあわせの村内
医療法人寿栄会有馬高原病院	同 市同区长尾町上津4663-3
済生会兵庫県病院	同 市同区藤原台中町5-1-1
姫路医療生活協同組合姫路共立病院	姫路市市川台3-10
同 姫路共立歯科診療所	同 市亀山212-3
同 網干診療所	同 市網干区和久2-2
神戸医療生活協同組合協同歯科診療所	明石市大蔵谷狩口台192-3
同 ひまわり診療所	同 市二見町東二見大郷183-1
同 きたすま歯科診療所	神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
同 神戸協同病院	同 市長田区久保町2-4-7
同 いたやどクリニック	同 市同 区庄山町1-9-12
同 いたやど歯科	同 市同 区庄山町1-9-18
同 番町診療所	同 市同 区三番町2-6-3
同 みつわ診療所	同 市同 区腕塚町2-2-5
神戸健康共和会生田診療所	同 市中央区下山手通9-1-3
同 大石川診療所	同 市灘区篠原南町5-1-1
同 東神戸診療所	同 市中央区八雲通6-2-14
同 柳筋診療所	同 市同 区神若通4-2-24
同 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1-24-13
尼崎医療生活協同組合生協病院	尼崎市南武庫之荘11-12-1
同 生協歯科診療所	同 上
同 萌クリニック	尼崎市南武庫之荘10-62-17
同 戸ノ内診療所	同 市戸ノ内町3-29-8
同 戸ノ内歯科診療所	同 上
同 潮江診療所	尼崎市下坂部1-7-7
同 東尼崎診療所	同 市杭瀬北新町1-13
同 長洲診療所	同 市長洲西通2-19
同 ナニワ診療所	同 市神田中通9-291
同 本田診療所	同 市大庄西町2-29-15
宝塚医療生活協同組合良元診療所	宝塚市大成町10-45
同 高松診療所	同 市御所の前町15-21
セントラルキッチンはおもにい	神戸市中央区港島南町5-3-7
兵庫医科大学篠山病院	篠山市山内町75
明石市医師会立明石医療センター	明石市大久保町八木743-33

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第1080号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

畑山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	今出進	豊岡市但東町畑山73番地
同	永井春義	同 市但東町畑山662番地

兵庫県告示第1081号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

畑山土地改良区

氏名	住所
藤田幸美	豊岡市但東町畑山218番地
今井勉	同 市但東町畑山296番地
羽尻修二	同 市但東町日向12番地
霜倉寛三	同 市但東町坂津80番地
小牧弘己	同 市但東町畑山1226番地
羽尻剛	同 市但東町畑山1223番地の1
羽尻孝己	同 市但東町畑山953番地
永井孝志	同 市但東町畑山707番地
永井重行	同 市但東町畑山718番地

兵庫県告示第1082号

造林事業補助金交付要綱(平成14年兵庫県告示第1442号)の一部を次のように改正する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

第2の1の(1)のアの(I)のdを次のように改める。

d 除・間伐

～ 齢級の人工林(広葉樹林については ～ 齢級)で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のイの(カ)のdを次のように改める。

d 除・間伐

下層木が ～ 齢級(広葉樹を主体とする場合は ～ 齢級)の林分で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のエを次のように改める。

エ 団地間伐

「間伐推進団地における間伐の実施について」(平成20年3月31日付け19林整整第1138号林野庁長官通知)に基づく間伐推進団地において間伐推進協定に基づき ～ 齢級の人工林で行う不用木の除去、不

良木のとうた、搬出集積並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去並びにこれらに伴う作業道等（長期間継続して使用される作業道（以下「団地間伐作業道」という。）を含む。）の開設及び改良とする。

第2の1の(3)のイを次のように改める。

イ 流域育成林整備事業

地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等（森林整備法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する営利を目的としない者、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等促進法」という。）に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）とする。

第2の1の(4)のイを次のように改める。

イ 流域育成林整備事業のうち森林の整備

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育（天然更新型）並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4ヘクタール（生産森林組合が事業主体である場合は3ヘクタール、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者、森林法施行令第11条第7号に規定する営利を目的としない者及び間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）が事業主体である場合は0.5ヘクタール）以上かつ1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

第2の3の(1)のアの(I)のdを次のように改める。

d 除・間伐

～ 齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積及び作業道等の開設及び改良とする。

第2の3の(1)のイの(オ)のdを次のように改める。

d 除・間伐

下層木が ～ 齢級の林分で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の4の(3)を次のように改める。

(3) 事業主体

市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。）森林法施行令第11条第8号に規定する団体及び森林施業計画の認定を受けた者

第2の5の(1)のアを次のように改める。

ア 森林整備協定造林

区 分		流域育成林整備事業	特定森林造成事業	被害地等森林整備事業
育成単層林整備	保育（植栽型）	下刈		～
		雪起こし		～
		除・間伐		～
		うち広葉樹	～	～

		枝打ち			~
育成 複層 林整 備	保育 (植栽型)	除・間伐			~
		抜き伐り (支障木)			~
	受光伐	抜き伐り (あばれ木)			~

注：空欄については、1から4までの規定による。

イ 分収林造林

区 分		流域育成林整備事業	特定森林造成事業
育成 単層 林整 備	保育 (植栽型)	下刈	~
		雪起こし	~
		除・間伐	~
育成 複層 林整 備	保育 (植栽型)	下刈	~
		雪起こし	~
		除・間伐	~

第3の1の(7)中「(6)」を「(7)」に改め、同(7)を同(8)とし、同(6)を同(7)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6) 特定間伐等促進計画造林

間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づいて行うもの

第7の(2)を次のように改める。

(2) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、衛生伐作業道、特定林地改良作業道、団地間伐作業道又は長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）の全部又は一部について当該育成単層林作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林事業の計画期間内に転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為（以下「転用等」という。）をするときは、補助事業者は、当該転用等に着手する1月前までに、知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る育成単層林作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成20年度の造林事業に係る補助金から適用する。

兵庫県告示第1083号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
東須磨加入区	平成20年10月24日
須磨浦加入区	同 上
塩屋、東垂水加入区	同 上
曽根町、大塩町、的形、八木、白浜加入区	平成20年10月27日
南あわじ加入区	平成20年10月24日

兵庫県告示第1084号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成20年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西宮市塩瀬町名塩字南山5318の1(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1085号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年11月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月31日から2週間、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 号	加古川市野口町坂元字南ヶ市621番1から 同 市野口町坂元字住塚63番5まで	旧	10.0から 13.0まで	260.0	
		新	10.0から 40.0まで	260.0	一部 予定地

県道 野口尾上線	加古川市野口町野口字土ブタイ770番3から 同 市野口町長砂字六人831番3まで	旧	7.0から 37.0まで	1754.0	
	加古川市野口町野口字土ブタイ770番3から 同 市野口町長砂字六人831番3まで	新	7.0から 37.0まで	1754.0	
	加古川市野口町野口字土ブタイ795番4から 同 市野口町坂元字坂之下35番3まで		13.0から 68.0まで	979.0	
	加古川市野口町坂元字南ヶ市636番1から 同 市野口町長砂字六人831番3まで		30.0から 89.0まで	1000.0	予定地
県道 加古川小野線	加古川市野口町坂元字住塚51番3から 同 市野口町坂元字大坪198番まで	旧	10.0から 59.0まで	482.0	予定地
		新	10.0から 59.0まで	482.0	一部 予定地

兵庫県告示第1086号

プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱(平成13年兵庫県告示第966号)第10条の規定に基づき、重点的撤去区域を次のとおり指定し、平成21年3月1日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

河川名	上流端	下流端
網干川	左岸 姫路市網干区余子浜字堀川12番3地先 右岸 同 市網干区興浜字網干23番地先	左岸 姫路市網干区新在家字網干川2107番2地先 右岸 同 市網干区新在家字東雲884番4地先

兵庫県告示第1087号

プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱(平成13年兵庫県告示第966号)第10条の規定に基づき、重点的撤去区域を次のとおり指定し、平成21年3月1日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

河川名	上流端	下流端
大津茂川	左岸 姫路市大津区平松字屋敷433番3地先 右岸 同 市網干区大江島字家中103番1地先	左岸 姫路市大津区吉美字浦新田774番2地先 右岸 同 市網干区大江島字村東新田28番3地先

## 兵庫県告示第1088号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥須加院(2) (102040001)	姫路市香寺町須加院（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥須加院(3) (102040002)	姫路市香寺町須加院（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中須加院(2) (102040003)	姫路市香寺町須加院（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
須加院 (102040004)	姫路市香寺町須加院（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
須加院 (102040005)	姫路市香寺町須加院（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
中須加院(2) (102040006)	姫路市香寺町須加院（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
中須加院(1) (102040007)	姫路市香寺町須加院（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
相坂(1) (102040008)	姫路市香寺町相坂（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
相坂(2) (102040009)	姫路市香寺町相坂（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥須加院(1) (102040010)	姫路市香寺町須加院（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(1) (102040011)	姫路市香寺町須加院（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(2)(1) (102040012)	姫路市香寺町須加院（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
須加院(1) (102040013)	姫路市香寺町須加院（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
須加院(2) (102040014)	姫路市香寺町須加院（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(2)(2) (102040015)	姫路市香寺町須加院（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊
須加院 (102040016)	姫路市香寺町須加院（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(2) (102040017)	姫路市香寺町須加院（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥須加院(1) (102040018)	姫路市香寺町須加院（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊

奥須加院(2) (102040019)	姫路市香寺町須加院(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
中須加院(1) (102040020)	姫路市香寺町須加院(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
口須加院(2) (102040021)	姫路市香寺町須加院(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
口須加院(2) (102040022)	姫路市香寺町須加院(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉台(3) (102040023)	姫路市香寺町須加院(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉台 (102040024)	姫路市香寺町須加院(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
口須加院(1) (102040025)	姫路市香寺町犬飼(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷山(3) (102040026)	姫路市香寺町相坂(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷山(1) (102040027)	姫路市香寺町相坂(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷山(2) (102040028)	姫路市香寺町相坂(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷山(1) (102040029)	姫路市香寺町相坂(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷山(2) (102040030)	姫路市香寺町相坂(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
相坂(2) (102040031)	姫路市香寺町相坂(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
中須加院 (102040032)	姫路市香寺町須加院(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
相坂 (102040033)	姫路市香寺町相坂(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
土師(2) (102040034)	姫路市香寺町土師(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
土師(1) (102040035)	姫路市香寺町土師(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
土師 (102040036)	姫路市香寺町土師(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢田部 (102040037)	姫路市香寺町土師(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
溝口(1) (102040038)	姫路市香寺町溝口(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
口須加院(1) (102010067)	姫路市香寺町須加院(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊

中寺 (102040040)	姫路市香寺町恒屋(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
南恒屋(2) (102040041)	姫路市香寺町恒屋(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢田部(1) (102040042)	姫路市香寺町矢田部(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢田部(2) (102040043)	姫路市香寺町矢田部(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
南恒屋(2) (102040044)	姫路市香寺町恒屋(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
南恒屋(1) (102040045)	姫路市香寺町恒屋(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
南恒屋(1) (102040046)	姫路市香寺町恒屋(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
北恒屋 (102040047)	姫路市香寺町恒屋(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
恒屋 (102040048)	姫路市香寺町恒屋(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
北恒屋(2) (102040049)	姫路市香寺町恒屋(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
北恒屋(1) (102040050)	姫路市香寺町恒屋(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(5) (102040051)	姫路市香寺町中村(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(3) (102040052)	姫路市香寺町中村(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(1) (102040053)	姫路市香寺町中村(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村 (102040054)	姫路市香寺町中村(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(4) (102040055)	姫路市香寺町恒屋(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(4) (102040056)	姫路市香寺町恒屋(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(3) (102040057)	姫路市香寺町中村(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2) (102040058)	姫路市香寺町中村(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2) (102040059)	姫路市香寺町中村(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(1) (102040060)	姫路市香寺町中村(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊

中村(1) (102040061)	姫路市香寺町中村(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2) (102040062)	姫路市香寺町中村(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑(2) (102040063)	姫路市香寺町中村(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑(1) (102040064)	姫路市香寺町久畑(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑 (102040065)	姫路市香寺町久畑(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑 (102040066)	姫路市香寺町久畑(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
南垣内川 (202040038)	姫路市香寺町須加院(別図67のとおり)	土石流
相坂西ノ谷 (202040001)	姫路市香寺町相坂(別図68のとおり)	土石流
田野川 (202040002)	姫路市香寺町相坂(別図69のとおり)	土石流
相坂 (202040003)	姫路市香寺町相坂(別図70のとおり)	土石流
谷奥川 (202040004)	姫路市香寺町須加院(別図71のとおり)	土石流
鎌谷川 (202040005)	姫路市香寺町須加院(別図72のとおり)	土石流
鍵之谷川 (202040006)	姫路市香寺町須加院(別図73のとおり)	土石流
森谷川 (202040007)	姫路市香寺町須加院(別図74のとおり)	土石流
茶ノ木ヶ谷川 (202040008)	姫路市香寺町須加院(別図75のとおり)	土石流
親ノ倉川 (202040009)	姫路市香寺町須加院(別図76のとおり)	土石流
練金池谷 (202040010)	姫路市香寺町須加院(別図77のとおり)	土石流
恒屋川 (202040011)	姫路市香寺町久畑(別図78のとおり)	土石流
威徳谷 (202040012)	姫路市香寺町中村(別図79のとおり)	土石流
中村左谷 (202040013)	姫路市香寺町中村(別図80のとおり)	土石流
北恒屋 (202040014)	姫路市香寺町恒屋(別図81のとおり)	土石流
地藏谷 (202040015)	姫路市香寺町恒屋(別図82のとおり)	土石流

奥木谷 (202040016)	姫路市香寺町恒屋(別図83のとおり)	土石流
大島谷 (202040017)	姫路市香寺町恒屋(別図84のとおり)	土石流
土師谷 (202040018)	姫路市香寺町土師(別図85のとおり)	土石流
屋田谷 (202040019)	姫路市香寺町行重(別図86のとおり)	土石流
北奥川 (202040020)	姫路市香寺町矢田部(別図87のとおり)	土石流
練金の谷 (202040021)	姫路市香寺町田野(別図88のとおり)	土石流
南条谷川 (202040022)	姫路市香寺町相坂(別図89のとおり)	土石流
郷路川 (202040023)	姫路市香寺町須加院(別図90のとおり)	土石流
大門川 (202040024)	姫路市香寺町須加院(別図91のとおり)	土石流
流尾川 (202040025)	姫路市香寺町須加院(別図92のとおり)	土石流
的場上谷 (202040026)	姫路市香寺町久畑(別図93のとおり)	土石流
的場下谷 (202040027)	姫路市香寺町久畑(別図94のとおり)	土石流
久畑川 (202040028)	姫路市香寺町久畑(別図95のとおり)	土石流
飾夢谷 (202040029)	姫路市香寺町久畑(別図96のとおり)	土石流
竹の下谷 (202040030)	姫路市香寺町中村(別図97のとおり)	土石流
中村右谷 (202040031)	姫路市香寺町中村(別図98のとおり)	土石流
垣内谷 (202040032)	姫路市香寺町中村(別図99のとおり)	土石流
両池谷 (202040033)	姫路市香寺町恒屋(別図100のとおり)	土石流
西相坂谷 (202040034)	姫路市香寺町相坂(別図101のとおり)	土石流
東谷山谷 (202040035)	姫路市香寺町相坂(別図102のとおり)	土石流
東相坂谷 (202040036)	姫路市香寺町相坂(別図103のとおり)	土石流
奥須加院川 (202040037)	姫路市香寺町須加院(別図104のとおり)	土石流

(別図1から別図104までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備

部姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1089号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上越知 (134010039)	神崎郡神河町越知（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(3) (134010040)	神崎郡神河町越知（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(4) (134010041)	神崎郡神河町越知（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(6) (134010042)	神崎郡神河町越知（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(2) (134010043)	神崎郡神河町越知（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(5) (134010044)	神崎郡神河町越知（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(1) (134010045)	神崎郡神河町越知（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(1) (134010046)	神崎郡神河町越知（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(2) (134010047)	神崎郡神河町越知（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(3) (134010048)	神崎郡神河町越知（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(4) (134010049)	神崎郡神河町越知（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(1) (134010050)	神崎郡神河町越知（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(2) (134010051)	神崎郡神河町越知（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
越知(3) (134010052)	神崎郡神河町越知（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪篠(1) (134010053)	神崎郡神河町猪篠（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪篠(2) (134010054)	神崎郡神河町猪篠（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥猪篠(1) (134010055)	神崎郡神河町猪篠（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥猪篠(2) (134010056)	神崎郡神河町猪篠（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥猪篠 (134010057)	神崎郡神河町猪篠（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊

大山(2) (134010058)	神崎郡神河町大山(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
大山(1) (134010059)	神崎郡神河町大山(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
大山(1) (134010060)	神崎郡神河町大山(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
大山(2) (134010061)	神崎郡神河町大山(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
大山 (134010062)	神崎郡神河町大山(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋(1) (134010063)	神崎郡神河町岩屋(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口 (134010064)	神崎郡神河町岩屋(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋 (134010065)	神崎郡神河町岩屋(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋(1) (134010066)	神崎郡神河町岩屋(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋(2) (134010067)	神崎郡神河町岩屋(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋(3) (134010068)	神崎郡神河町岩屋(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋(4) (134010069)	神崎郡神河町岩屋(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂河原 (134010070)	神崎郡神河町岩屋(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋(5) (134010071)	神崎郡神河町岩屋(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩屋 (134010072)	神崎郡神河町岩屋(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(2) (134010073)	神崎郡神河町根宇野(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(1) (134010074)	神崎郡神河町根宇野(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(3) (134010075)	神崎郡神河町根宇野(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(1) (134010076)	神崎郡神河町根宇野(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(2) (134010077)	神崎郡神河町根宇野(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(3) (134010078)	神崎郡神河町根宇野(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
根宇野(4) (134010079)	神崎郡神河町根宇野(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(2) (134010080)	神崎郡神河町山田(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊

山田 (134010081)	神崎郡神河町山田(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(3) (134010082)	神崎郡神河町山田(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(1) (134010083)	神崎郡神河町山田(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(2) (134010084)	神崎郡神河町山田(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(3) (134010085)	神崎郡神河町山田(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(4) (134010086)	神崎郡神河町山田(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(5) (134010087)	神崎郡神河町山田(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(1) (134010088)	神崎郡神河町山田(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(2) (134010089)	神崎郡神河町山田(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(1) (134010090)	神崎郡神河町中村(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2) (134010091)	神崎郡神河町中村(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉富 (134010092)	神崎郡神河町吉富(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉富(1) (134010093)	神崎郡神河町吉富(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉富(2) (134010094)	神崎郡神河町吉富(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉富(6) (134010095)	神崎郡神河町吉富(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉富(4) (134010096)	神崎郡神河町吉富(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉富(5) (134010097)	神崎郡神河町吉富(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
東柏尾 (134010098)	神崎郡神河町東柏尾(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
東柏尾(2) (134010099)	神崎郡神河町東柏尾(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
東柏尾(3) (134010100)	神崎郡神河町東柏尾(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
東柏尾(4) (134010101)	神崎郡神河町東柏尾(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
東柏尾(5) (134010102)	神崎郡神河町東柏尾(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
粟賀町 (134010103)	神崎郡神河町粟賀町(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊

柏尾 (134010104)	神崎郡神河町柏尾(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏尾(3) (134010105)	神崎郡神河町柏尾(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏尾(1) (134010106)	神崎郡神河町柏尾(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏尾(2) (134010107)	神崎郡神河町柏尾(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏尾(1) (134010108)	神崎郡神河町柏尾(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
福山(2) (134010109)	神崎郡神河町福本(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
福山(1) (134010110)	神崎郡神河町福本(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯森谷 (234010024)	神崎郡神河町大畑(別図73のとおり)	土石流
上越知上谷 (234010025)	神崎郡神河町越知(別図74のとおり)	土石流
上越知右谷 (234010026)	神崎郡神河町越知(別図75のとおり)	土石流
東別谷 (234010027)	神崎郡神河町越知(別図76のとおり)	土石流
大畑下谷 (234010028)	神崎郡神河町越知(別図77のとおり)	土石流
上越知左谷 (234010029)	神崎郡神河町越知(別図78のとおり)	土石流
上越知右支溪 (234010030)	神崎郡神河町越知(別図79のとおり)	土石流
上越知下谷 (234010031)	神崎郡神河町越知(別図80のとおり)	土石流
追上川北谷 (234010032)	神崎郡神河町猪篠(別図81のとおり)	土石流
追上川中谷 (234010033)	神崎郡神河町猪篠(別図82のとおり)	土石流
追上川東谷 (234010034)	神崎郡神河町猪篠(別図83のとおり)	土石流
上追上川左支溪 (234010035)	神崎郡神河町猪篠(別図84のとおり)	土石流
上追上川 (234010036)	神崎郡神河町猪篠(別図85のとおり)	土石流
追上川南谷 (234010037)	神崎郡神河町猪篠(別図86のとおり)	土石流
今西川 (234010038)	神崎郡神河町猪篠(別図87のとおり)	土石流
奥猪篠川 (234010039)	神崎郡神河町猪篠(別図88のとおり)	土石流

奥猪篠川第一右支溪 (234010040)	神崎郡神河町猪篠(別図89のとおり)	土石流
奥猪篠川第二右支溪 (234010041)	神崎郡神河町猪篠(別図90のとおり)	土石流
奥猪篠川第三右支溪 (234010042)	神崎郡神河町猪篠(別図91のとおり)	土石流
奥猪篠川第四右支溪 (234010043)	神崎郡神河町猪篠(別図92のとおり)	土石流
奥猪篠川第六右支溪 (234010044)	神崎郡神河町猪篠(別図93のとおり)	土石流
奥猪篠川第七右支溪 (234010045)	神崎郡神河町猪篠(別図94のとおり)	土石流
奥猪篠川第一左支溪 (234010046)	神崎郡神河町猪篠(別図95のとおり)	土石流
奥猪篠川第二左支溪 (234010047)	神崎郡神河町猪篠(別図96のとおり)	土石流
奥猪篠川第三左支溪 (234010048)	神崎郡神河町猪篠(別図97のとおり)	土石流
奥猪篠川第五右支溪 (234010049)	神崎郡神河町猪篠(別図98のとおり)	土石流
下今西川谷 (234010050)	神崎郡神河町猪篠(別図99のとおり)	土石流
大山北谷 (234010051)	神崎郡神河町大山(別図100のとおり)	土石流
大山上谷 (234010052)	神崎郡神河町大山(別図101のとおり)	土石流
小谷川 (234010053)	神崎郡神河町大山(別図102のとおり)	土石流
大山下谷 (234010054)	神崎郡神河町大山(別図103のとおり)	土石流
北山川 (234010055)	神崎郡神河町大山(別図104のとおり)	土石流
大山谷 (234010056)	神崎郡神河町大山(別図105のとおり)	土石流
南上川 (234010057)	神崎郡神河町杉(別図106のとおり)	土石流
中の谷川左支溪 (234010058)	神崎郡神河町杉(別図107のとおり)	土石流
中の谷川 (234010059)	神崎郡神河町杉(別図108のとおり)	土石流
かづら谷 (234010060)	神崎郡神河町杉(別図109のとおり)	土石流
右中谷川谷 (234010061)	神崎郡神河町杉(別図110のとおり)	土石流
岩屋上谷 (234010062)	神崎郡神河町岩屋(別図111のとおり)	土石流

段条川 (234010063)	神崎郡神河町岩屋(別図112のとおり)	土石流
奥谷川下谷 (234010064)	神崎郡神河町岩屋(別図113のとおり)	土石流
奥谷川中谷 (234010065)	神崎郡神河町岩屋(別図114のとおり)	土石流
岩屋下谷 (234010066)	神崎郡神河町岩屋(別図115のとおり)	土石流
高坂川 (234010067)	神崎郡神河町岩屋(別図116のとおり)	土石流
奥谷川上谷 (234010068)	神崎郡神河町岩屋(別図117のとおり)	土石流
神明谷川 (234010069)	神崎郡神河町岩屋(別図118のとおり)	土石流
根宇野東谷 (234010070)	神崎郡神河町根宇野(別図119のとおり)	土石流
根宇野西谷 (234010071)	神崎郡神河町根宇野(別図120のとおり)	土石流
野尻谷川 (234010072)	神崎郡神河町根宇野(別図121のとおり)	土石流
石枕川 (234010073)	神崎郡神河町根宇野(別図122のとおり)	土石流
根宇谷川 (234010074)	神崎郡神河町根宇野(別図123のとおり)	土石流
根宇谷川右支溪 (234010075)	神崎郡神河町根宇野(別図124のとおり)	土石流
根宇野南谷 (234010076)	神崎郡神河町根宇野(別図125のとおり)	土石流
中島川 (234010077)	神崎郡神河町山田(別図126のとおり)	土石流
午房谷川 (234010078)	神崎郡神河町山田(別図127のとおり)	土石流
山田上谷 (234010079)	神崎郡神河町山田(別図128のとおり)	土石流
山田下谷 (234010080)	神崎郡神河町山田(別図129のとおり)	土石流
東山谷川 (234010081)	神崎郡神河町中村(別図130のとおり)	土石流
東山谷川第一左支溪 (234010082)	神崎郡神河町中村(別図131のとおり)	土石流
東山谷川第二左支溪 (234010083)	神崎郡神河町中村(別図132のとおり)	土石流
東山谷川第三左支溪 (234010084)	神崎郡神河町中村(別図133のとおり)	土石流
東山谷川第四左支溪 (234010085)	神崎郡神河町中村(別図134のとおり)	土石流

野上川 (234010086)	神崎郡神河町吉富(別図135のとおり)	土石流
春日神社谷 (234010087)	神崎郡神河町吉富(別図136のとおり)	土石流
吉富川左支溪 (234010088)	神崎郡神河町吉富(別図137のとおり)	土石流
法楽寺西谷 (234010089)	神崎郡神河町吉富(別図138のとおり)	土石流
吉富川 (234010090)	神崎郡神河町吉富(別図139のとおり)	土石流
東柏尾上谷 (234010091)	神崎郡神河町東柏尾(別図140のとおり)	土石流
桜華谷 (234010092)	神崎郡神河町東柏尾(別図141のとおり)	土石流
粟賀川下谷 (234010093)	神崎郡神河町東柏尾(別図142のとおり)	土石流
粟賀川上谷 (234010094)	神崎郡神河町東柏尾(別図143のとおり)	土石流
東柏尾下谷 (234010095)	神崎郡神河町東柏尾(別図144のとおり)	土石流
粟賀谷 (234010096)	神崎郡神河町粟賀町(別図145のとおり)	土石流
柏尾川 (234010097)	神崎郡神河町柏尾(別図146のとおり)	土石流
福本川 (234010098)	神崎郡神河町福本(別図147のとおり)	土石流
福本上谷 (234010099)	神崎郡神河町福本(別図148のとおり)	土石流
中茶屋川 (234010100)	神崎郡神河町福本(別図149のとおり)	土石流
福山川 (234010101)	神崎郡神河町福本(別図150のとおり)	土石流
福本右谷 (234010102)	神崎郡神河町福本(別図151のとおり)	土石流
福本中谷 (234010103)	神崎郡神河町福本(別図152のとおり)	土石流
福本下谷 (234010104)	神崎郡神河町福本(別図153のとおり)	土石流

(別図1から別図153までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1090号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湊 (134020026)	神崎郡神河町湊(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
湊 (134020027)	神崎郡神河町湊(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗 (134020028)	神崎郡神河町長谷(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
比ノ原(1) (134020029)	神崎郡神河町長谷(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
比ノ原(2) (134020030)	神崎郡神河町長谷(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷 (134020031)	神崎郡神河町長谷(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷(3) (134020032)	神崎郡神河町長谷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷(4) (134020033)	神崎郡神河町長谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川原 (134020034)	神崎郡神河町長谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
本村(2) (134020035)	神崎郡神河町長谷(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷(1) (134020036)	神崎郡神河町長谷(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
本村(1) (134020037)	神崎郡神河町長谷(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷(2) (134020038)	神崎郡神河町長谷(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
重行(2) (134020039)	神崎郡神河町長谷(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
重行(1) (134020040)	神崎郡神河町長谷(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
為信 (134020041)	神崎郡神河町長谷(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
為信(2) (134020042)	神崎郡神河町長谷(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川原 (134020043)	神崎郡神河町長谷(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤田 (134020044)	神崎郡神河町長谷(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷(1) (134020045)	神崎郡神河町長谷(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
為信 (134020046)	神崎郡神河町長谷(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷(2) (134020047)	神崎郡神河町長谷(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊

本村 (134020048)	神崎郡神河町長谷(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
横瀬 (134020049)	神崎郡神河町南小田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
横瀬 (134020050)	神崎郡神河町南小田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
石田(2) (134020051)	神崎郡神河町南小田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
石田(1) (134020052)	神崎郡神河町南小田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
石田(4) (134020053)	神崎郡神河町南小田(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
南小田 (134020054)	神崎郡神河町南小田(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
日和(2) (134020055)	神崎郡神河町南小田(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
日和(1) (134020056)	神崎郡神河町南小田(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
横瀬(1) (134020057)	神崎郡神河町南小田(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
横瀬(2) (134020058)	神崎郡神河町南小田(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
石田(1) (134020059)	神崎郡神河町南小田(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
石田(2) (134020060)	神崎郡神河町南小田(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
南小田(1) (134020061)	神崎郡神河町南小田(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
南小田(2) (134020062)	神崎郡神河町南小田(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
日和(1) (134020063)	神崎郡神河町南小田(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
横瀬(1) (134020064)	神崎郡神河町南小田(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
日和(1) (134020065)	神崎郡神河町南小田(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
日和(2) (134020066)	神崎郡神河町南小田(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河(3) (134020067)	神崎郡神河町大河(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河(4) (134020068)	神崎郡神河町大河(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
長谷 (134020069)	神崎郡神河町大河(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河(1) (134020070)	神崎郡神河町大河(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊

大河(2) (134020071)	神崎郡神河町大河(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
用田 (134020072)	神崎郡神河町大河(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河 (134020073)	神崎郡神河町大河(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮野(1) (134020074)	神崎郡神河町宮野(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮野(2) (134020075)	神崎郡神河町宮野(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮野(1) (134020076)	神崎郡神河町宮野(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮野(2) (134020077)	神崎郡神河町宮野(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶(2) (134020078)	神崎郡神河町鍛冶(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶(3) (134020079)	神崎郡神河町鍛冶(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶(1) (134020080)	神崎郡神河町鍛冶(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶(4) (134020081)	神崎郡神河町鍛冶(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
南鍛冶 (134020082)	神崎郡神河町鍛冶(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶 (134020083)	神崎郡神河町鍛冶(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
高朝田(2) (134020084)	神崎郡神河町高朝田(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
高朝田(1) (134020085)	神崎郡神河町高朝田(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
高朝田 (134020086)	神崎郡神河町高朝田(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
上岩(2) (134020087)	神崎郡神河町上岩(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
上岩 (134020088)	神崎郡神河町上岩(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
上岩 (134020089)	神崎郡神河町上岩(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺前 (134020090)	神崎郡神河町寺前(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
新野(2) (134020091)	神崎郡神河町比延(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
新野(3) (134020092)	神崎郡神河町新野(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
新野(1) (134020093)	神崎郡神河町新野(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊

新野(4) (134020094)	神崎郡神河町新野(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
新野(5) (134020095)	神崎郡神河町新野(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
新野 (134020096)	神崎郡神河町新野(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
淵谷 (234020017)	神崎郡神河町栗(別図72のとおり)	土石流
長谷左谷 (234020018)	神崎郡神河町長谷(別図73のとおり)	土石流
長谷右谷 (234020019)	神崎郡神河町長谷(別図74のとおり)	土石流
足尾川 (234020020)	神崎郡神河町長谷(別図75のとおり)	土石流
本村谷 (234020021)	神崎郡神河町長谷(別図76のとおり)	土石流
奥村谷川 (234020022)	神崎郡神河町長谷(別図77のとおり)	土石流
本谷川 (234020023)	神崎郡神河町長谷(別図78のとおり)	土石流
谷垣内川 (234020024)	神崎郡神河町長谷(別図79のとおり)	土石流
長谷上谷 (234020025)	神崎郡神河町長谷(別図80のとおり)	土石流
梅ヶ谷川 (234020026)	神崎郡神河町長谷(別図81のとおり)	土石流
大田川 (234020027)	神崎郡神河町南小田(別図82のとおり)	土石流
タヌキ谷川 (234020028)	神崎郡神河町南小田(別図83のとおり)	土石流
和入道谷川 (234020029)	神崎郡神河町南小田(別図84のとおり)	土石流
中谷川 (234020030)	神崎郡神河町南小田(別図85のとおり)	土石流
クズリ谷川 (234020031)	神崎郡神河町南小田(別図86のとおり)	土石流
三谷川 (234020032)	神崎郡神河町南小田(別図87のとおり)	土石流
クズリ谷川下谷 (234020033)	神崎郡神河町南小田(別図88のとおり)	土石流
古尾谷川 (234020034)	神崎郡神河町南小田(別図89のとおり)	土石流
あやかし谷 (234020035)	神崎郡神河町南小田(別図90のとおり)	土石流
かれもみ谷 (234020036)	神崎郡神河町南小田(別図91のとおり)	土石流

ミクゴ谷川 (234020037)	神崎郡神河町大河(別図92のとおり)	土石流
治耕川 (234020038)	神崎郡神河町大河(別図93のとおり)	土石流
上ノ山谷川 (234020039)	神崎郡神河町大河(別図94のとおり)	土石流
オベラ谷川 (234020040)	神崎郡神河町大河(別図95のとおり)	土石流
治耕川上谷 (234020041)	神崎郡神河町大河(別図96のとおり)	土石流
北中谷川 (234020042)	神崎郡神河町宮野(別図97のとおり)	土石流
掛ヶ谷川 (234020043)	神崎郡神河町宮野(別図98のとおり)	土石流
鍛冶川 (234020044)	神崎郡神河町鍛冶(別図99のとおり)	土石流
寺前谷 (234020045)	神崎郡神河町鍛冶(別図100のとおり)	土石流
上三山谷川 (234020046)	神崎郡神河町高朝田(別図101のとおり)	土石流
高朝田川右谷 (234020047)	神崎郡神河町高朝田(別図102のとおり)	土石流
高朝田川左谷 (234020048)	神崎郡神河町高朝田(別図103のとおり)	土石流
東高朝田谷 (234020049)	神崎郡神河町高朝田(別図104のとおり)	土石流
城山谷川左谷 (234020050)	神崎郡神河町上岩(別図105のとおり)	土石流
城山谷川右谷 (234020051)	神崎郡神河町上岩(別図106のとおり)	土石流
城山谷川右支溪 (234020052)	神崎郡神河町上岩(別図107のとおり)	土石流
奥田谷川 (234020053)	神崎郡神河町上岩(別図108のとおり)	土石流
本城谷川 (234020054)	神崎郡神河町比延(別図109のとおり)	土石流
市川水源西脇谷川 (234020055)	神崎郡神河町新野(別図110のとおり)	土石流
西脇谷川右支溪 (234020056)	神崎郡神河町新野(別図111のとおり)	土石流
西脇谷川 (234020057)	神崎郡神河町新野(別図112のとおり)	土石流
岡崎川 (234020058)	神崎郡神河町新野(別図113のとおり)	土石流
新野谷 (234020059)	神崎郡神河町新野(別図114のとおり)	土石流

御所谷 (234020060)	神崎郡神河町新野(別図115のとおり)	土石流
--------------------	---------------------	-----

(別図1から別図115までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1091号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東大貫谷 (236000031)	神崎郡福崎町大貫 加西市畑町(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、北播磨県民局県土整備部社土木事務所、福崎町役場及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1092号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定に基づき、特定重要港湾姫路港に係る放置等の行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成21年3月1日から施行する。

平成20年10月31日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 指定区域

上流端及び下流端を次のとおりとする河川水面

河川名	大津茂川	
上流端	左岸	姫路市大津区吉美字浦新田774番2地先
	右岸	同 市網干区大江島字村東新田28番3地先
下流端	左岸	姫路市大津区吉美字西新浜431番1地先
	右岸	同 市網干区大江島字肥塚新田南883番1地先

2 指定物件

船舶

兵庫県告示第1093号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、西宮市長から阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第1094号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、明石市長から東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(弁財天地区)の換地処分完了の届出があった。

平成20年10月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年10月31日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義弘

## 1 調達内容

- (1) 件名  
工学部共同利用機器センター・高分解能分析電子顕微鏡更新
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成21年3月31日(火)
- (4) 納入場所  
姫路市書写2167 兵庫県立大学工学部 3号館1階
- (5) 入札の方法  
上記(1)の物品について入札に付する。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒671-2280 姫路市書写2167  
兵庫県立大学姫路書写キャンパス(工学部)事務部 総務課 担当 田中  
電話(079)266-1661
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
平成20年11月6日(木)午後1時  
兵庫県立大学姫路書写キャンパス(工学部)本館 大会議室
- (3) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年10月31日(金)から同年11月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (4) 入札、開札の日時及び場所  
平成20年12月11日(木)午後1時  
兵庫県立大学姫路書写キャンパス(工学部)本館 大会議室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、

平成20年12月10日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成20年12月10日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、高分解能分析電子顕微鏡の設置及びアフターサービスの実績を有することを証する書面を提出すること。

物品等の調達に当たっては、製造メーカーの認定する国内の正規代理店を通じて購入すること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（入札日から平成20年12月18日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshihiro Oohara, General Secretary, University of Hyogo

(2) Subject:

Replacement of the Analytical High Resolution Transmission Electron Microscope in Cooperative

Research Center for Advanced Science and Technology in Graduate School of Engineering

(3) Implement period:  
March 31, 2009

(4) Implement places:  
Designated place

(5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 November 14, 2008

(6) Date for tender:  
13:00 December 11, 2008

(7) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Tanaka, General Affairs Division, Himeji Shosha Campus, University of Hyogo  
2167, Shosha, Himeji, Hyogo, 671-2280, Japan  
TEL:+81-079-266-1661

教育委員会規則

兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年10月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第10号

兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会事務決裁規則（昭和53年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成20年7月29日付け（兵庫県公報第2000号）  
兵庫県告示第779号（保安林の指定の予定通知）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	上から12	字玉ノ谷112の1・112の2・字奥ヒシロ115の2・118の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、113の1から113の5まで、114の1から114の3まで、115の1、116、117、118の2	字奥ヒシロ115の2・118の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、113の1から113の5まで、114の1から114の3まで、115の1、116、117、118の2、字玉ノ谷3112の1（次の図に示す部分に限る。）

~~~~~

平成20年10月7日付け（兵庫県公報第2020号）  
兵庫県告示第1015号（保安林の指定予定）中

| (ページ) | (行)  | (誤)      | (正)      |
|-------|------|----------|----------|
| 4     | 下から7 | 1222の4まで | 1223の4まで |